

第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画（案）

（表紙）

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

国は平成26年1月に「障害者権利条約」を批准していますが、それまでに障害者権利条約の批准に必要な国内法の整備や障がい者福祉制度の改革を推進するため、平成23年8月に障がい者の定義の見直しや障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現等を内容とした「障害者基本法」を改正し、平成24年10月には障がい者への虐待の禁止や予防を内容とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」を施行しました。

平成25年4月には障害者自立支援法を改正し、障害者基本法の趣旨を踏まえた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されています。

平成28年4月には障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、同時期に改正「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」も施行されています。また、「障害者基本法」の改正や「障害者総合支援法」の施行に伴い、難病患者も障がい者の定義に位置づけられ、障害福祉サービスを受けることができるようになり、平成27年1月には「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療法）」が施行されたことによって、難病の対象が拡大され、難病に対する医療費助成の法定化や、サービスの充実も定められました。

本市においては、すべての市民が地域の中で共に支え合い、健やかに暮らせるまちづくりを推進するため、令和6年に「第3期小金井市保健福祉総合計画」を策定し、保健福祉分野の共通基盤となる地域福祉施策や健康増進施策と連携しながら、総合的な福祉サービスの充実を図っています。

このような背景のもと、本計画は、国の基本指針や法改正の動向を踏まえるとともに、近年の本市における障害福祉サービスの実績と、地域における生活支援ニーズの多様化・高度化といった実情を考慮して策定するものです。

本計画の推進により、障がいのある人やその家族、子どもたちが、住み慣れた地域で安心して自分らしい自立した生活を営み、社会の一員として共に歩むことができる「地域共生社会」の実現を一体的に目指すことを、本計画の趣旨とします。

2 計画の法令上の根拠

本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和11年度を目標年度として一体的に策定したものです。

3 計画の基本的理念、目的、特色

(1) 基本的理念

「障がいの有無にかかわらず、誰もが自分らしく安心して暮らし、共に支え合うまち
小金井」

すべての市民が、障がいの有無や年齢によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で安心して自分らしい自立した生活を営むことができる「地域共生社会」の実現を基本理念とします。

(2) 計画の目的

本計画は、障害者総合支援法および児童福祉法に基づき、障がいのある人、障がいのある子ども、そしてその家族が必要とする障害福祉サービスや障害児通所支援等の「見込量」を適切に算出し、それを計画的に確保・供給することを目的とします。

あわせて、施設からの地域生活への移行、一般就労への移行支援などの「成果目標」を設定し、市としての具体的な施策の方向性を示すことで、総合的な支援体制の充実・強化を図ります。

(3) 計画の特色

- **障害福祉計画と障害児福祉計画の一体的策定**：大人の障害福祉と子どもの障害児福祉を別々に捉えるのではなく、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を提供できるよう、両計画を一体的に策定しています。
- **地域実情と喫緊の課題への対応**：本市において特に不足している「重度障がい者対応の居住系・日中活動系サービス」や「医療的ケア児・重症心身障がい児の受け入れ事業所」の確保など、地域特有のニーズに応じた具体的な基盤整備の方策を盛り込んでいます。
- **多機関連携による地域ケアシステムの構築**：保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が有機的に結びつき、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムや、相談支援の充実・強化を推進する体制を明記しています。

4 他の計画との関係

本計画は、小金井市の最上位計画である「小金井市基本構想・基本計画」を総合的な指針とし、保健福祉分野の最上位の個別計画である「小金井市保健福祉総合計画（地域福祉計画など）」に包含される形で策定されるものです。

障害福祉分野においては、障害者基本法第11条第3項に基づく「小金井市障害者計画」の基本方針や施策展開を、福祉サービスの提供体制や見込量の観点から具体化する実務的なアクションプラン（実施計画）としての位置づけを持ちます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者計画						
	障害者計画(第3期小金井市保健福祉総合計画)					
障害福祉計画・障害児福祉計画						
	第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画			第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画		

第2章 数値目標とサービスの見込量

（第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画）

1 第8期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画における

数値目標設定について【成果目標】

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和11年度を目標年度として設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標値		設定の考え方
令和11年度末の施設入所者数	55人	令和7年度末時点の施設入所者数（58人）から5%削減 【国指針：令和7年度末時点の施設入所者数から5%以上削減】
令和11年度末までの地域生活移行者数	4人	令和7年度末の施設入所者数（58人）の6%が、施設からグループホーム等へ地域移行 【国指針：令和7年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行】

○目標達成のための方策

施設入所者及び出身世帯の状況を把握し、施設から地域生活への移行を希望する者に対して、サービスの調整・確保を図りつつ、施設退所及び退所後の生活への支援を行っていきます。

また、生活の場の確保、地域医療との連携体制の整備、地域生活支援拠点等の整備に取り組めます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標値		設定の考え方
令和11年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）	10人	【国指針：当該市町村が属する都道府県が、当該市町村の区域における令和11年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定める】

【活動指標】

	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	3回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	13人	13人	13人

保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
心のサポーター養成研修実施回数【新規】	検討	検討	検討
精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新規】	検討	検討	検討
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	5人	5人	5人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	31人	32人	33人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	66人	68人	70人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	21人	22人	23人
精神障害者の短期入所の利用者数【新規】	3人	3人	3人

○目標達成のための方策

地域自立支援協議会において精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する課題抽出、課題解決のための目標設定や取り組みを継続します。また、より多角的な視点から課題を捉え解決に向けた取り組みを行うため、引き続き協議の場の充実を図ります。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

目標	設定の考え方
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	【国指針：令和11年度末までの間に、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本】
強度行動障がい有者への支援体制の充実	【国指針：令和11年度末までに、強度行動障がい有者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進め、サービス提供事業所での中核的人材の養成・配置を

	促進し、広域的支援人材による集中的支援の実施体制を確保することを基本】
--	-------------------------------------

【活動指標】

		令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
地域生活支援拠点等の設置か所数	面的整備型	1 か所	1 か所	1 か所
	多機能拠点整備型			
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数		1 回	1 回	1 回
強度行動障がい有者への支援体制の充実		検討	検討	検討

○目標達成のための方策

地域生活支援拠点等を障がい者の生活を地域全体で支える核として機能させるため、基幹相談支援センターと連携し、関係者への研修等を行います。また、運営する上での課題を共有できるよう、拠点等に関与するすべての機関及び人材の有機的な結びつきを強化します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

目標値		設定の考え方
福祉施設から一般就労への移行者数	35人 (1.31倍増)	令和11年度末時点で、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労へ移行する人数。令和6年度実績値(27人)の1.31倍増 【国指針：令和6年度実績の1.31倍以上】
就労移行支援事業からの一般就労への移行者数	21人 (1.14倍増)	令和11年度末時点で、就労移行支援から一般就労へ移行する人数。令和6年度実績(19人)の1.14倍増 【国指針：令和6年度実績の1.14倍以上】
就労継続支援事業からの一般就労への移行者数	2人 (1.67倍増)	令和11年度末時点で、就労継続支援A型及び就労継続支援B型から一般就労へ移行する人数。令和6年度実績値(B型1人)の1.67倍増 【国指針：令和6年度の一般就労への移行実績の1.52倍以上(A型)、1.67倍以上(B型)】
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	2事業所	令和11年度末時点で、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上 【国指針：就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上】
一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業を利用した者の割合	27%	令和11年度末時点で、一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業を利用した者の割合。令和6年度実績値(27人中5人)の1.47倍増 【国指針：令和11年度末の利用者数を令和6年度末実績の1.47倍以上】
就労定着支援事業所の就労定着率7割以上の事業所の割合	50%	令和11年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を5割以上。【国指針：令和11年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本】
就労選択支援の事業所数【新設】	1事業所	令和11年度末時点の就労選択支援事業所数【国指針：協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を1事業所以上設置することを基本】

○目標達成のための方策

障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等との連携を進めながら、障がいのある人の就労を支援していきます。

就労選択支援事業所の開設の促進については、地域の既存事業者や地域自立支援協議会と連携し、開設に際して課題となる点などを検討・協議します。

また、特別支援学校等卒業生を含めた障がいのある人の就労支援をより一層推進していくため、特別支援学校等との連携も強化していきます。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

目標	設定の考え方
令和11年度末までに児童発達支援センターの 中核的な支援機能を確保	【国指針：令和11年度末までに、児童発達支援センターの 中核的な支援機能を確保 することを基本】
令和11年度末までに保育所等訪問支援を 活用しながら、インクルージョンを推進 する体制を構築	【国指針：令和11年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を 活用しながらインクルージョンを推進 する体制を構築することを基本】
令和11年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所の確保	【国指針：令和11年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本】
令和11年度末までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	【国指針：保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本】
令和11年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	

【活動指標】

	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	15人	15人	15人
ペアレントメンターの人数	2人	3人	3人
ピアサポートの活動への参加人数	検討	検討	検討

○目標達成のための方策

地域の関係機関や団体と連携しながら、新たな事業所の参入を促進し、整備等を図ります。

また、医療機関等との一層の連携により、子ども一人ひとりの障がい特性に応じて、適切な対応により健全な発達が促せるよう支援の質の向上に努めていきます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

目標	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	【国指針：相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制を確保】

【活動指標】

	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2件	2件	2件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	6回	6回
望まないセルフプランの件数把握【新設】	検討	検討	検討

○目標達成のための方策

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターを設置しており、相談支援事業所等への専門的指導や助言を行います。また、研修会の開催等を通して相談支援事業者の人材育成に努め、相談支援体制の強化を図ります。

地域の関係機関との連携を通して、誰もが、地域の中で自分らしく暮らしていけるた

めの必要な地域づくりを目指します。

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の

構築

目標	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	【国指針：サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築】

【活動指標】

	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	6人	6人	6人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果や指導監査結果等を共有する体制の有無及びその実施回数	1回	1回	1回

○目標達成のための方策

市職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが必要と考えます。そのため、東京都が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修へ積極的に参加します。

また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保していきます。

2 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの見込量

(1) 指定障害福祉サービスの現状

(ア) 障害福祉サービス（1ヶ月あたり）

区分	サービス種別	第6期		第7期			
		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
訪問系	居宅介護	1,375 時間分	1,334 時間分	1,427 時間分	1,391 時間分	1,437 時間分	1,524 時間分
		125 人分	146 人分	144 人分	141 人分	145 人分	149 人分
	重度訪問介護	4,524 時間分	4,108 時間分	4,009 時間分	4,421 時間分	4,343 時間分	5,449 時間分
		13 人分	12 人分	12 人分	13 人分	13 人分	15 人分
	同行援護	504 時間分	496 時間分	606 時間分	531 時間分	647 時間分	559 時間分
		21 人分	24 人分	29 人分	25 人分	31 人分	23 人分
	行動援護	210 時間分	287 時間分	353 時間分	435 時間分	460 時間分	509 時間分
		15 人分	13 人分	23 人分	20 人分	30 人分	21 人分
	重度障害者等包括支援	0 時間分	0 時間分	0 時間分	0 時間分	0 時間分	0 時間分
		0 人分	0 人分	0 人分	0 人分	0 人分	0 人分
日中活動系等	生活介護	3,838 人日分	3,614 人日分	3,617 人日分	3,611 人日分	3,636 人日分	3604 人日分
		202 人分	188 人分	189 人分	190 人分	190 人分	189 人分
	自立訓練（機能訓練）	63 人日分	62 人日分	45 人日分	55 人日分	39 人日分	49 人日分
		9 人分	9 人分	7 人分	7 人分	6 人分	6 人分
	自立訓練（生活訓練）	400 人日分	190 人日分	458 人日分	237 人日分	540 人日分	283 人日分
		20 人分	17 人分	28 人分	22 人分	33 人分	25 人分
	就労移行支援	1,040 人日分	1,122 人日分	1,122 人日分	1,039 人日分	1,200 人日分	845 人日分
		65 人分	67 人分	72 人分	66 人分	77 人分	52 人分
	就労継続支援A型	320 人日分	273 人日分	228 人日分	279 人日分	228 人日分	308 人日分
		16 人分	14 人分	12 人分	15 人分	12 人分	17 人分
	就労継続支援B型	3,300 人日分	3,270 人日分	3,259 人日分	3,322 人日分	3,318 人日分	3,374 人日分
		220 人分	219 人分	222 人分	222 人分	226 人分	230 人分

	就労定着支援	48 人分	24 人分	30 人分	33 人分	34 人分	31 人分
	就労選択支援	—	—	—	—	12 人	0 人
	療養介護	14 人分	11 人分	11 人分	11 人分	12 人分	10 人分
	短期入所	399 人日分	270 人日分	256 人日分	252 人日分	262 人日分	281 人日分
		57 人分	47 人分	45 人分	52 人分	46 人分	54 人分
居宅住系	自立生活援助	4 人分	1 人分	1 人分	1 人分	1 人分	1 人分
	共同生活援助	116 人分	151 人分	155 人分	169 人分	167 人分	180 人分
	施設入所支援	60 人分	58 人分	56 人分	54 人分	55 人分	54 人分
相談支援	計画相談支援	160 人分	178 人分	203 人分	184 人分	232 人分	190 人分
	地域移行支援	4 人分	3 人分	5 人分	2 人分	5 人分	4 人分
	地域定着支援	27 人分	22 人分	29 人分	28 人分	31 人分	30 人分

(イ) 障害児通所支援事業（１ヶ月あたり）

サービス種別	第２期		第３期			
	令和５年度		令和６年度		令和７年度	
	計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
児童発達支援	930 人日分	958 人日分	1,094 人日分	1,180 人日分	1,189 人日分	1,300 人日分
	93 人分	96 人分	103 人分	130 人分	112 人分	145 人分
放課後等デイサービス	2,052 人日分	2,395 人日分	2,565 人日分	2,659 人日分	2,776 人日分	2,757 人日分
	228 人分	255 人分	291 人分	273 人分	315 人分	297 人分
保育所等訪問支援	8 人日分	24 人日分	12 人日分	30 人日分	19 人日分	34 人日分
	4 人分	14 人分	3 人分	17 人分	3 人分	21 人分
医療型児童発達支援	24 人日分	4 人日分	16 人日分	0 人日分	16 人日分	—
	4 人分	1 人分	2 人分	0 人分	2 人分	—
居宅訪問型児童発達支援	5 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	1 人分	0 人分	0 人分	0 人分	0 人分	0 人分
障害児相談支援	42 人分	37 人分	42 人分	39 人分	47 人分	44 人分
医療的ケア児に対する関連分野 の支援を調整するコーディネー ターの配置人数	検討	検討	2 人分	検討	2 人分	2 人分

その他 発達障がい者等に対する支援

サービス種別	第2期		第3期			
	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	15人	53人	15人	19人	15人	22人
ペアレントメンターの人数	3人	2人	2人	2人	3人	2人
ピアサポートの活動への参加人数	検討	検討	検討	検討	検討	検討

(2) 指定障害福祉サービスの供給見込み量

(ア) 訪問系サービス

【居宅介護（ホームヘルプ）】

居宅にて、入浴、排泄、食事の介助等を行うサービスです。

【重度訪問介護】

重度の障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、居宅にて入浴、排泄、食事の介護のほか、外出時における移動の介護などを総合的に行うサービスです。

【同行援護】

行動に著しい困難を有する重度の視覚障がいのある人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供などを行うサービスです。

【行動援護】

知的障がい・精神障がいのために行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする人

に対して、行動の際の危険回避や外出時の移動の介護を行うサービスです。

【重度障害者等包括支援】

常時介護が必要で、その必要性が著しく高い人に対して、居宅介護その他障がい福祉サービスを包括的に提供するサービスです。

① 必要な量の見込

サービス名	単位	見込		
		令和9年度	令和10年度	令和11年度
居宅介護	人/月	150	152	154
	時間/月	1,500	1,520	1,540
重度訪問介護	人/月	16	18	20
	時間/月	5,568	6,264	6,960
同行援護	人/月	25	28	31
	時間/月	550	616	682
行動援護	人/月	22	24	26
	時間/月	506	552	598
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

② 見込量確保の方策

今後の地域生活への移行促進等を踏まえ、サービス提供体制を充実させるため、事業所の新規参入を働きかけるとともに、介護保険サービス事業所に対して障がい福祉サービスへの参入を促すなど、利用ニーズに応じてサービスを受けることができる提供体制の確保に努めます。

また、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

(イ) 日中活動系サービス等

【生活介護】

常時介護が必要な人に対して、主に日中に入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会の提供を行うサービスです。

【自立訓練（機能訓練・生活訓練）】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための訓練を行うサービスです。

【就労移行支援】

一般企業等への就労を希望する障がいのある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

【就労継続支援（A型・B型）】

一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

【就労定着支援】

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労にともなう環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係者等との連絡調整やそれにとともなう課題解決にむけて必要となる支援を行うサービスです。

【就労選択支援】

就労アセスメントの手法を活用して整理した就労能力や適性、配慮事項などに応じて雇用や福祉、医療などの関係機関と連携しつつ、一般就労や就労継続支援A型、B型などの就労系障がい福祉サービスの事業所の利用の選択を支援するサービスです。

【療養介護】

医療と常時介護を必要とする障がいのある人に対して、主に日中に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の援助を行うサービスです。

【短期入所】

居宅で介護する人が病気の場合などに短期間施設へ入所し、入浴、排泄、食事の介護等を行うサービスです。

① 必要な量の見込

サービス名	単位	見込		
		令和9年度	令和10年度	令和11年度
生活介護	人/月	190	192	194
	人日/月	3,610	3,648	3,686
自立訓練(機能訓練)	人/月	7	8	8
	日/月	56	64	64
自立訓練(生活訓練)	人/月	29	31	33
	日/月	319	341	363
就労移行支援	人/月	53	55	57
	日/月	848	880	912
就労継続支援(A型)	人/月	18	20	22
	日/月	342	380	399
就労継続支援(B型)	人/月	234	238	242
	日/月	3,510	3,570	3,630
就労定着支援	人/月	33	35	37
就労選択支援	人/月	1	1	12
療養介護	人/月	10	10	11
	日/月	302	302	332
短期入所	人/月	57	60	64
	日/月	285	300	320
短期入所(福祉型)	人/月	52	55	58
	日/月	260	275	290
	人/月	5	5	6

短期入所（医療型）	日/月	20	25	30
-----------	-----	----	----	----

② 見込量確保の方策

今後もサービス利用者数の増加が見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、サービス提供事業所と連携しながら、利用ニーズに応じたサービス提供を行うことができるよう、市内に不足している重度対応の施設整備も含め、さらなる利用定員の拡大と新たな事業所の参入を促進します。

生活介護については、特に重症心身障がい者の特性に対応できるサービス提供の充実を図るために、関係機関や事業所等と連携しながら、人材の確保に努めるとともに、施設整備及び新規参入を促進します。

就労移行支援や就労継続支援については、地域の関係機関や団体と連携しながら、雇用促進に努めるとともに就労定着支援・就労選択支援事業所の参入を促進します。

短期入所については、今後も身近な地域で利用できるよう、サービス提供基盤の充実に努めます。

(ウ) 居住系サービス

【共同生活援助（グループホーム）】

夜間や休日に共同生活を営む住居において、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

【施設入所支援】

施設に入所している障がいのある人に対して、主に夜間に入浴、排泄、食事の介護等を行うサービスです。

【自立生活援助】

施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか等を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

① 必要な量の見込

サービス名	単位	見込		
		令和9年度	令和10年度	令和11年度
共同生活援助	人/月	190	200	210
重度障がい者の共同生活援助	人/月	26	27	29
施設入所支援	人/月	57	56	55
自立生活援助	人/月	1	1	1

② 見込量確保の方策

市内には、重度対応の居住系サービスが特に不足しています。

共同生活援助（グループホーム）に関しては、施設入所者の地域移行の推進が求められる中で、施設からの移行の受け皿や親亡き後も障がい者が地域で暮らし続けるための

受け皿になることが今後も期待されることから、地域の理解を深めながら、新規事業者の参入を促進するとともに、生活の場の確保に努めます。

施設入所に関しては、支援が必要な人が利用できるようサービス提供に努めるとともに、障害者支援施設（入所施設）の新規開設に向けての検討を進めます。また施設やグループホームの利用者が一人暮らしを希望する際の必要な支援の充実を図るために、自立生活援助事業所の整備を進めます。

【計画相談支援】

市町村は、必要と認められる場合、特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行います。支給決定を受けた障がいのある人またはその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がいのある人の心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成します。

【地域移行支援】

障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がいのある人に対し、住居の確保や、地域生活に移行するために障がい福祉サービス事業所等への同行支援、入所施設や精神科病院への訪問による相談等の支援を行います。

【地域定着支援】

常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対して、相談・訪問等の支援を行います。

① 必要な量の見込

サービス名	単位	見込		
		令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画相談支援	人/月	186	192	198
地域移行支援	人/月	4	4	5
地域定着支援	人/月	32	34	36

② 見込量確保の方策

計画相談支援をすべての対象者に実施できるよう、サービス提供体制の機能の強化に努めるとともに、地域生活への移行者や、計画相談支援が必要な人を把握し、サービス

利用の促進に努めます。

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたって、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(オ) 障がい児支援

【児童発達支援】

就学前の子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

【居宅訪問型児童発達支援】

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

【放課後等デイサービス】

就学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

【保育所等訪問支援】

保育所等を現在利用中の障がいのある子ども、又は今後利用する予定の障がいのある子どもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等に対して訪問による支援を行います。

【障害児相談支援】

障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、障害児支援利用計画を作成します。

【医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置】

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

① 必要な量の見込

サービス名	単位	見込		
		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
児童発達支援	人/月	１６１	１７７	１９３
	日/月	１，４４９	１，５９３	１，７３７
居宅訪問型児童発達支援	人/月	１	１	１
	回/月	５	５	５
放課後等デイサービス	人/月	３１１	３２５	３３９
	日/月	２，７９９	２，９２５	３，０５１
保育所等訪問支援	人/月	３９	４３	４６
	回/月	２３	２５	２７
障害児相談支援	人/月	４６	４８	５０
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人/年	２	２	２

② 見込量確保の方策

今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。市内には重度対応の施設が不足しており、特に、医療的ケア児や重症心身障がい児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。

障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を

図ります。

3 地域生活支援事業の見込量

(1) 地域生活支援事業の現状

サービス種別		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
(1)理解促進研修・啓発事業							
		実施	実施	実施	実施	実施	実施
(2)自発的活動支援事業							
		実施	実施	実施	実施	実施	実施
(3)相談支援事業							
	①障害者相談事業	15 か所	14 か所	16 か所	14 か所	17 か所	12 か所
	②基幹相談支援センター等機能強化事業	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	③住宅入居等支援事業	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
(4)成年後見制度利用支援事業							
		3 人	4 人	1 人	3 人	1 人	3 人
(5)成年後見制度法人後見支援事業							
		検討	検討	検討	検討	実施	検討
(6)意思疎通支援事業							
	①延べ利用者数	61 人	111 人	61 人	111 人	61 人	85 人
	②手話通訳者設置事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(7)日常生活用具費給付事業							
	①介護訓練支援用具	4 人分	5 人分	12 人分	5 人分	12 人分	3 人分
	②自立生活支援用具	10 人分	9 人分	10 人分	10 人分	10 人分	10 人分

	③在宅療養等支援用具	14 人分	9 人分	14 人分	14 人分	14 人分	8 人分
	④情報・意思疎通支援用具	13 人分	16 人分	24 人分	16 人分	24 人分	12 人分
	⑤排泄管理支援用具	131 人分	120 人分	144 人分	120 人分	144 人分	182 人分
	⑥住宅改修費	2 人分	1 人分	7 人分	1 人分	7 人分	1 人分
(8)手話奉仕員養成研修事業							
	終了見込者数	4 人	2 人	4 人	2 人	4 人	3 人
(9)移動支援事業							
		50 か所	50 か所	50 か所	50 か所	50 か所	50 か所
		174 人	114 人	129 人	128 人	137 人	133 人
		17,411 時間	9,913 時間	11,273 時間	10,503 時間	11,972 時間	12,486 時間
(10)地域活動支援センター機能強化事業							
	①地域活動支援センターⅠ型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	②地域活動支援センターⅡ型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	③地域活動支援センターⅢ型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
(11)その他の独自事業							
	①訪問入浴サービス事業	9 人分	10 人分	11 人分	10 人分	12 人分	6 人分
	②日中一時支援事業	46 人分	25 人分	55 人分	25 人分	55 人分	20 人分

(2) 地域生活支援事業の供給見込み量

【必須事業】

① 必要な量の見込

I. 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を行う上で生じる「社会的障壁」をなくするため、地域住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベント等の開催、啓発活動などを行います。

Ⅱ. 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

Ⅲ. 相談支援事業

（ア）障害者相談支援事業

障がいのある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報提供及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人たちの権利擁護のために必要な援助を行います。

（イ）基幹相談支援センター等機能強化事業

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターが適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を市等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

※ 令和7年度以降は重層的支援体制整備事業の一環として推進

サービス名	単位	見込		
		令和9年度	令和10年度	令和11年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施有無	実施	実施	実施
相談支援事業				
相談支援事業所数	事業所	13	14	15
障害者相談支援事業	か所	4	4	4
基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	1	1	1
住宅入居等支援事業	か所	1	1	1

IV. 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービス利用などの視点から、成年後見制度を利用することが有効と認められる知的障がいのある人、精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援します。

サービス名	単位	見込		
		令和9年度	令和10年度	令和11年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1

V. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある人等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

サービス名	単位	見込		
		令和9年度	令和10年度	令和11年度
手話通訳者派遣事業	人/年	123	123	123
要約筆記者派遣事業	人/年	18	18	18
手話通訳者設置事業	人/年	102	102	102
代筆・代読ヘルパー派遣事業	人/年	検討	検討	検討
点訳・音声訳刊行物拡充事業	件	検討	検討	検討

VI. 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行いま

す。

サービス名	単位	見込		
		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
日常生活用具給付等事業				
介護訓練支援用具	件/年	５	６	７
自立生活支援用具	件/年	１１	１２	１４
在宅療養等支援用具	件/年	９	１０	１２
情報・意思疎通支援用具	件/年	１６	１７	１９
排泄管理支援用具	件/年	１８２	２０２	２０２
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	２	３	５

VII. 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

サービス名	単位	見込		
		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
終了見込者数	人/年	４	４	４

VIII. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

サービス名	単位	見込		
		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
移動支援事業	人/年	１３９	１４５	１５１
	時間/年	１２，２３２	１２，７６０	１３，２８８

IX. 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人が地域において充実した日常生活や社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等が適正かつ円滑に実施されるための機能強化を図ります。

※ 令和７年度以降は重層的支援体制整備事業の一環として推進

サービス名	単位	見込		
		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
基礎的事業	か所	２	２	２
	人/年	１５１	１５１	１５１
地域活動支援センター機能強化事業Ⅰ型	か所	１	１	１
地域活動支援センター機能強化事業Ⅱ型	か所	１	１	１
地域活動支援センター機能強化事業Ⅲ型	か所	０	０	０

② 見込量確保の方策

一定のサービス基盤の確保が進んでいるため、今後は利用が促進されるよう、サービスの質的向上を図るとともに、事業内容などについて周知し、利用の促進を図ります。

意思疎通支援が円滑に実施されるよう、ボランティア団体等へ働きかけ、手話奉仕員の研修の参加を促進し、人材を確保します。

障がいのある人の生活の質の向上を図ることができるよう、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付を行います。

移動支援事業は多くの利用が見込まれる事業であることから、必要な人が利用できるようサービスの利用状況の把握を行うとともに、適切な事業運営に努めます。

【任意事業】

① 必要な量の見込

I. 訪問入浴サービス事業

本事業の利用を図らなければ入浴が困難である在宅の身体障がいのある人を対象に、居宅に訪問し、入浴サービスを提供します。

II. 日中一時支援事業

活動場所が必要な障がいのある人等を対象に、活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行います。

サービス名	単位	見込		
		令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問入浴サービス	か所	1	1	1
	人/年	594	600	726
日中一時支援事業	か所	3	3	4
	人/年	124	130	136
住宅改修費用助成	人/年	4	4	4
自動車運転免許取得費助成	人/年	1	1	1
自動車改造費用助成	人/年	2	2	2

② 見込量確保の方策

一定のサービス基盤の確保が進んでいる事業については、サービスの質的向上を図るとともに、事業内容などについて周知し、利用の促進を図ります。

今後も一定のサービス提供を行うとともに、利用希望者に対応できるよう、各サービスの提供体制を構築します。